

盛岡市障がい福祉実施計画

平成24年度～平成26年度（第3期）

平成24年2月
盛岡市

はじめに

本市では、平成17年3月に策定した計画期間を10年とする「盛岡市障害者福祉計画」において障がい者施策の基本事項を定めるとともに、障がいのある人の日常生活に密着した福祉サービス等の実施について、計画期間を3年とする「盛岡市障がい福祉実施計画」を定め、中間での見直しを行いながら障がい福祉施策を進めてまいりました。

このたび、平成23年度までの第2期計画に続き、第3期「盛岡市障がい福祉実施計画（平成24年度～平成26年度）」を策定いたしました。

この間、国では、平成18年の国連総会で採択された「障害者の権利に関する条約（仮称）」の批准に向けて、「障害者基本法」や「障害者自立支援法」、「児童福祉法」等の一部改正を行うとともに、障がい者への虐待を防止する法律を制定するなど、国内法の整備や制度の改革を図ってきたところです。

本市においても、この計画により、「障害者基本法」の理念を踏まえ、障がいのある人が希望する地域で日常生活や社会参加の活動を実現できるよう、国が進めている障がい者制度改革の動向を注視しながら、市民の障がいのある人に対する十分な理解のもとに、関係者が一体となった取り組みを推進してまいりたいと存じます。

最後に、この計画の策定にあたり、ご指導、ご協力をいただきました障がい者団体を始め、関係各位に厚くお礼申し上げます。

平成24年2月

盛岡市長 谷 藤 裕 明

目 次

第1章 基本的事項

1	計画策定の目的	1
2	計画の位置付け及び名称	1
3	計画の基本的考え方	2
4	障がい福祉サービスの提供に関する基本的考え方	2
5	相談支援の提供体制に関する基本的考え方	3
6	虐待の防止	3
7	計画期間及び見直し	4
8	計画の点検、評価及び情報提供	4
9	計画の策定体制	4

第2章 サービス利用の現状

1	サービス提供体制の現状	6
2	サービス提供基盤の整備状況	6
3	サービス利用の状況	7
4	特別支援学校卒業者の進路状況	9

第3章 策定事項

1	平成26年度の数値目標の設定	10
2	障がい福祉サービスの見込量及び確保方策	11
3	地域生活支援事業の見込量及び確保方策	16

【参考資料】

I	盛岡市社会福祉審議会条例	23
II	盛岡市社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会委員名簿	25

第1章 基本的事項

1 計画策定の目的

「障害者自立支援法」（平成17年法律第123号）では、障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、また、必要な障がい福祉サービスや相談支援等が地域において計画的に提供されるよう市町村に対して障がい福祉計画の策定を義務付けています。

本市においても、「障害者自立支援法」及び国の指針に基づいて、同法による新たなサービス体系への移行を終了する平成23年度末に向けて数値目標を設定し、第1期（平成18年度～20年度）、第2期（平成21年度～23年度）計画により施策を進めてきました。

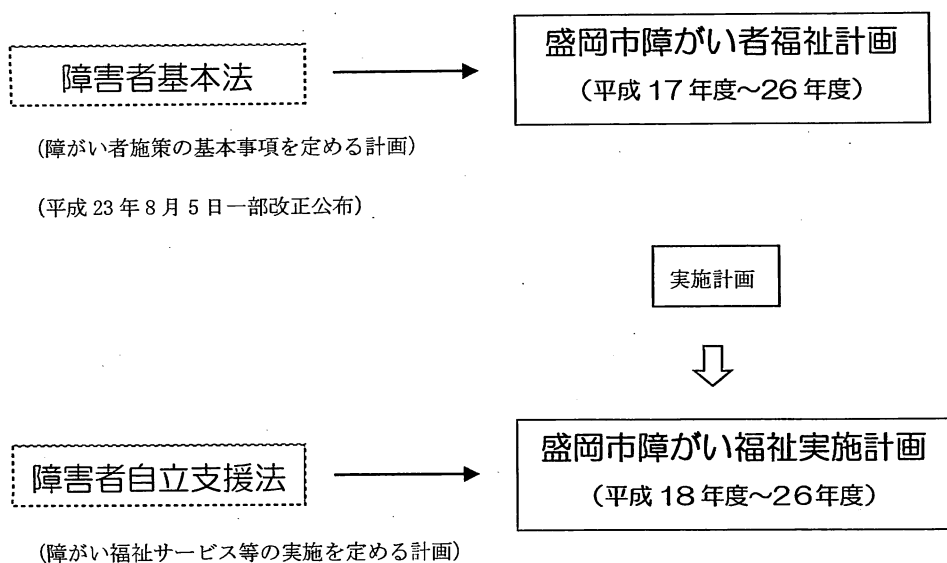
平成24年度からは第3期として、「整備法※」により利用者負担の見直しや相談支援の充実等が図られることを踏まえ、平成26年度末の数値目標を設定するとともに、見込まれる障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制を確保するための方策を定め、計画的な整備を図ることにより、障がい福祉制度の円滑な実施を確保しようとするものです。

※ 「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」（平成22年法律第71号）

2 計画の位置付け及び名称

本計画は、「障害者自立支援法」第88条に規定する「市町村障害福祉計画」として策定するものであり、社会福祉法に基づく「地域福祉計画」との整合を図るとともに、「障害者基本法」に基づいて策定された障がい者の施策全般にわたる基本的な計画である「盛岡市障がい者福祉計画」の障がい福祉サービス等の実施に関する計画として位置付けます。

障がい福祉計画の名称は「盛岡市障がい福祉実施計画」とします。



3 計画の基本的考え方

全ての国民が、かけがえのない個人として尊重されるという改正された「障害者基本法」の理念を踏まえるとともに、「障害者自立支援法」及び国の指針に基づいて、次の事項に配慮して計画を策定します。

(1) 障がいのある人の自己決定と自己選択の尊重

障がいのある人が、必要とする障がい福祉サービス等の支援を受けながら、自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障がい福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業の提供体制の整備を図ります。

(2) 障がいのある人への適切なサービスの提供

身体障がい、知的障がい、精神障がいのある人及び新たに対象となった発達障がいや高次脳機能障がいについても適切なサービスの提供と支援を行います。

(3) 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供

障がいのある人の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援という課題に対応したサービスを提供する体制を整備するとともに、障がいのある人を地域全体で支えるため、地域の社会資源を活用したネットワーク化を推進します。

4 障がい福祉サービスの提供に関する基本的考え方

障がい福祉サービスの提供にあたっては、次に掲げる点に配慮して数値目標を設定し、関係機関等と協力して計画的に進めます。

(1) 訪問系サービスの提供

障がい種別を問わないサービスの利用となるよう、訪問系サービス（居宅介護、

重度訪問介護，同行援護，行動援護及び重度障害者等包括支援をいいます。)を充実させます。

(2) 日中活動系サービスの提供

障がいのある人が希望する日中活動系サービス（生活介護，自立訓練，就労移行支援，就労継続支援，療養介護，短期入所及び地域活動支援センターで提供されるサービスをいいます。）を提供します。

(3) グループホーム等の充実，地域生活移行の推進

地域における居住の場としてのグループホーム（共同生活援助を行う住居をいいます。）などの充実を図るとともに，自立訓練事業等の推進により，入所等（入所支援サービスの利用または病院への入院をいいます。）から地域生活への移行を推進します。

(4) 通所サービスの利用から一般就労への移行推進

就労移行支援事業等の推進により，障がいのある人の通所サービスの利用から一般就労への移行を推進します。

5 相談支援の提供体制に関する基本的考え方

障がい福祉サービスの適切な利用を支えるため，次のように相談支援体制の整備を進めます。

(1) 相談支援体制の構築

新しく創設された「地域相談支援サービス」の体制を確保しながら，地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを，平成 25 年度を目途に設置します。

(2) 自立支援協議会の体制強化

障がいのある人への支援の体制強化のため，本市の課題を協議する独自の自立支援協議会を設置します。

なお，現在，広域 8 市町村で設置している自立支援協議会については，引き続き，必要な課題について連携・協議できる体制を確保していきます。

6 虐待の防止

虐待に関する情報があった場合に，速やかに障がい者の安全の確認や事実確認を行なうため，「障害者虐待防止法^{*}」が施行される平成 24 年 10 月までに，市の虐待防止センターを設置するとともに関係機関等との連携を強め，虐待防止に向けた体制整備を図ります。

また、平成 23 年 7 月に施行された県の「障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例」に沿って、不利益な取扱等について、社会福祉協議会等関係機関と連携して対応します。

※「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成 23 年法律第 79 号）

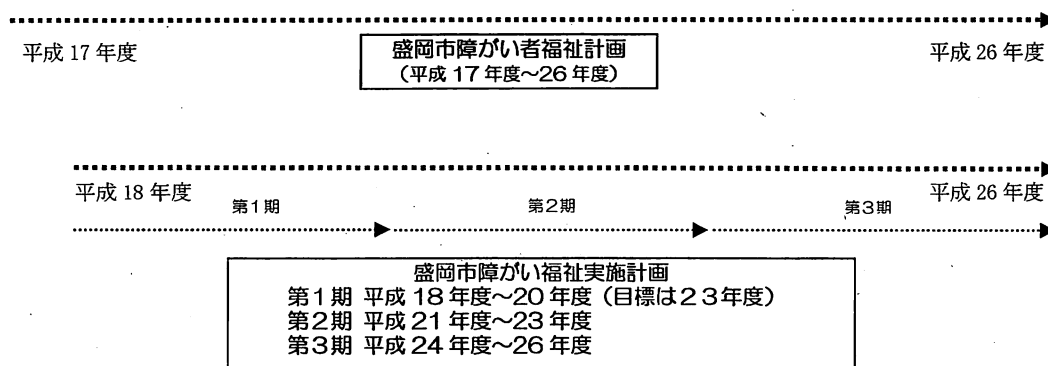
7 計画期間及び見直し

(1) 計画期間

計画期間は、平成 24 年度から平成 26 年度までとします。

(2) 計画の見直し

国が進めている障がい者制度改革の状況など社会情勢の変化が生じた場合には、必要に応じて計画期間内においても見直しを行います。



8 計画の点検、評価及び情報提供

計画の推進にあたっては、各年度における障がい福祉サービスの利用状況、地域生活や一般就労への移行等、計画の進捗状況について、自立支援協議会において点検及び評価を行います。

また、障がい福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業等に関する情報や計画の周知について、関係団体等と連携して、障がいの特性に対応しながら、わかりやすい情報の提供を図るとともに広報やインターネット等により適切な提供を図ります。

9 計画の策定体制

(1) 盛岡市社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会の開催

関係団体等から推薦された委員により構成される盛岡市社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会を開催し、幅広い関係者の意見を反映しています。

(2) サービス利用状況及びニーズの把握

障がい福祉サービスの必要量を見込むため、これまでのサービスの利用実態を把握するとともに、障がい者団体との意見交換等を通じてニーズを把握し、計画に反映しています。

第2章 サービス利用の現状

1 サービス提供体制の現状

障がいのある人への支援については、地域での生活への支援として、居宅介護、短期入所、通所サービス等の在宅サービスの提供体制が整備されてきました。

今後も、施設や精神科病院から地域生活への移行が進められることから、住まいや日中活動の場の確保など在宅サービスの充実が一層求められます。

また、地域生活の支援のためには相談支援の充実が必要であることから、「障害者自立支援法」が改正され、地域における相談支援体制の強化が求められています。

2 サービス提供基盤の整備状況

本市における、サービス種類ごとの障がい福祉サービス事業所等の数は表-1のとおりです。

事業所数は増加しており、特に、就労継続支援（A型）と就労継続支援（B型）が大きく伸びています。

期限のあるサービスである自立訓練（生活訓練、機能訓練）や就労移行支援は、期間内に事業の成果を上げることが難しい状況もあることから、事業所の設置のあり方については、国の障がい福祉施策の動向等を見ながら、検討する必要があります。

なお、本市では事業者によるサービス提供基盤の整備を支援するため、施設用地への市有地の無償貸与や施設建設への補助を行っています。

【表-1：障がい福祉サービス事業所等の数】

(単位:事業所, 人)

区 分	平成20年9月事業所数	平成23年12月事業所	現在の定員
居宅介護	29	37	—
重度訪問介護	22	30	—
行動援護	3	4	—
短期入所	6	7	29
生活介護	8	12	288
自立訓練(機能訓練)	1	1	20
自立訓練(生活訓練)	4	3	22
就労移行支援	5	6	40
就労継続支援(A型)	1	8	160

就労継続支援(B型)	11	20	455
グループホーム	39	43	242
ケアホーム ※1	7	7	36
施設入所支援	1	3	128
(旧)入所サービス ※2	3	2	100
地域活動支援センターⅠ型	1	1	20
地域活動支援センターⅡ型	5	6	89
地域活動支援センターⅢ型	10	7	92
日中一時支援	21	48	283
移動支援	21	29	—
計	198	274	2,004

※1 ケアホームの事業所数は、グループホームとケアホーム一体型の事業所数を含んでいます。

※2 (旧)入所サービスは、「障害者自立支援法」施行以前の法律に基づくサービス内容であり、経過措置として平成23年度まで存続しているものです。

3 サービス利用の状況

サービス種類ごとの利用状況は表-2のとおりです。

居宅介護、重度訪問介護等の訪問系サービスの利用者や利用時間の増加傾向は、今後も続くものと見込まれます。

日中活動系サービスについては、生活介護、就労継続支援(A型)、就労継続支援(B型)の利用者は年々増加していますが、自立訓練と就労移行支援は減少傾向にあります。

【表-2：障がい福祉サービスの状況】

(単位：人，時間)

区 分		平成 21 年 7 月	平成 22 年 7 月	平成 23 年 7 月
居宅介護	利用者数	188	211	244
	利用時間	2,962	3,330	4,251
重度訪問介護	利用者数	7	14	17
	利用時間	1,657	2,353	3,106
行動援護	利用者数	3	2	6
	利用時間	32	19	19
重度障害者等包括支援	利用者数	0	0	0
	利用時間	0	0	0
生活介護	利用者数	264	331	437
自立訓練（機能訓練）	利用者数	3	1	3
自立訓練（生活訓練）	利用者数	37	51	25
就労移行支援	利用者数	36	37	27
就労継続支援（A型）	利用者数	36	105	139
就労継続支援（B型）	利用者数	368	447	478
療養介護	利用者数	6	4	3
短期入所	利用者数	70	85	102
共同生活援助（グループホーム）	利用者数	131	117	119
共同生活介護（ケアホーム）	利用者数	114	148	156
施設入所支援	利用者数	90	154	221
(旧)入所サービス ※	利用者数	174	120	43
(旧)通所サービス ※	利用者数	27	23	8
サービス利用計画	利用者数	2	4	3
地域活動支援センターⅠ型	利用者数	226	186	194
地域活動支援センターⅡ型	利用者数	127	152	214
地域活動支援センターⅢ型	利用者数	94	100	71
日中一時支援	利用者数	463	369	286
移動支援	利用者数	48	54	54

・利用者数は本市が援護している人数であり，本市以外でサービスを利用している人数を含みます。
 ※ (旧)入所サービスは，「障害者自立支援法」施行以前の法律に基づくサービス内容であり，経過措置として平成23年度まで存続しているものです。

4 特別支援学校卒業者の進路状況

本市に所在する特別支援学校の卒業者の進路の状況は表-3のとおりです。

【表-3：特別支援学校卒業者の進路状況（卒業年度による区分）】 (単位:人)

区 分		平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	計
特別 支援 学校	進学	12	6	11	29
	就職	25	31	28	84
	入所施設	13	13	8	34
	通所施設	40	34	47	121
	在宅その他	10	13	15	38
	計	100	97	109	306
	在籍者数	388	375	345	1,108

- ・卒業者には盛岡市以外の人も含まれています。
- ・通所施設は地域活動支援センターⅡ型、Ⅲ型が含まれています。

なお、特別支援学校以外の学校を卒業する障がいのある人が年々増えていますが、年度ごとの卒業者数など具体的な数値は把握できていません。

第3章 策定事項

1 平成26年度の数値目標の設定

障がいのある人の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった課題に対応するため、必要な障がい福祉サービスの量について、国の指針に基づき平成26年度を目標年度として設定します。数値については、岩手県が行った調査を基に算定しています。

(1) 入所支援サービスの利用から地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、入所支援サービスを利用している障がいのある人のうち、グループホームや一般住宅等に移行する人について、数値目標を設定します。

この計画で基準とする平成18年7月1日現在、入所支援サービスの利用者数は、395人であり、平成23年7月現在で66人の人が地域生活に移行しています。

県が、平成23年6月に行った地域生活移行調査では、30人が地域生活への移行を希望していることから、これまでの移行者66人を加えた96人を目標とします。

また、入所支援サービス利用者の削減数については、平成23年7月までに131人を削減してきましたが、計画では、目標数30人から新たな入所者見込数9人を引いた21人を加えた152人を目標とします。

【表-4：入所支援サービス利用者の地域生活への移行】

項目	平成18年 7月現在 入所者数	平成23年 7月現在	24年度 目標値	25年度 目標値	26年度 目標値	実績 累計	達成率
地域生活移行者数	395人	66人	10人	10人	10人	96人	24.30%
削減数		131人	7人	7人	7人	152人	38.48%

国の指針では、平成17年10月1日時点の入所支援サービス利用者数が基準とされていますが、盛岡市では、県が調査した平成18年7月時点の入所支援サービス利用者数を基準としています。

(2) 通所サービスの利用から一般就労への移行

通所サービス利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成26年度の1年間に一般就労に移行する者の数値目標を設定します。

国の指針では、平成17年度の一般就労への移行実績の4倍以上とすることを基本としています。

平成17年度の移行者数は4人であることから、平成26年度においては16人を

目標とします。

なお、平成 18 年度から平成 23 年 7 月までの就労移行者数は 29 人（各年度平均 5 人程度）となっており、平成 24 年度から 26 年度についてもそれを踏まえて目標値を設定しています。

【表-5：通所サービスの利用から一般就労への移行】

項目	平成 17 年度 一般就労移行者数	24 年度 目標値	25 年度 目標値	26 年度 目標値
一般就労移行者数	4 人	10 人	13 人	16 人

2 障がい福祉サービスの見込量及び確保方策

見込量は、平成 21 年度から平成 23 年度までの増減傾向を踏まえたものです。

平成 23 年 10 月から新たにサービスが開始された同行援護については、重度の視覚障がいのある人の移動支援事業（地域生活支援事業）利用者数などを勘案して見込みます。

平成 24 年 4 月から新たにサービスが開始される計画相談支援については、すべての障がい福祉サービスの利用者が平成 26 年度までに利用できる見込みです。

見込量の確保にあたっては、自立支援協議会において協議するとともに、関係機関や事業者との連携を図ることとします。

(1) 見込量

各年度の障がい福祉サービスごとの必要量の見込みは、表-6～表-9のとおりです。

【表-6：訪問系サービスの見込量】

(月あたり)

サービス体系	単位	平成 23 年 7 月実績	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
居宅介護	実人数	244	262	281	301
	時間分	4,251	4,837	5,504	6,262
重度訪問介護	実人数	17	26	40	62
	時間分	3,106	4,221	5,738	7,798
同行援護	実人数	—	10	29	34
	時間分	—	100	290	340
行動援護	実人数	6	9	15	23
	時間分	19	95	158	242
重度障害者等包括支援	実人数	0	0	0	0
	時間分	0	0	0	0

【表-7：日中活動系サービスの見込量】

(月あたり)

サービス体系	単位	平成23年 7月実績	平成24年度	平成25年度	平成26年度
生活介護	実人数	437	546	682	852
	人日分	8,165	10,650	13,892	18,120
自立訓練（機能訓練）	実人数	3	4	5	6
	人日分	55	71	91	118
自立訓練（生活訓練）	実人数	25	38	57	86
	人日分	492	608	912	1,376
就労移行支援	実人数	27	41	62	93
	人日分	552	738	1,116	1,674
就労継続支援（A型）	実人数	139	185	246	327
	人日分	2,748	3,559	4,610	5,971
就労継続支援（B型）	実人数	478	547	625	715
	人日分	8,728	9,986	11,425	13,072
療養介護 ※1	実人数	3	70	75	80
短期入所	実人数	102	113	125	139
	人日分	567	702	869	1,075

※1 児童福祉法の改正に伴い、重症心身障害児施設の利用者のうち18歳以上の人が、平成24年4月から療養介護のサービスに移行するため、平成24年度から大きく増加しています。

【表-8：居住系サービスの見込量】

(月あたり)

サービス体系	単位	平成23年 7月実績	平成24年度	平成25年度	平成26年度
共同生活援助 (グループホーム)	実人数	119	127	131	135
共同生活介護 (ケアホーム)	実人数	156	173	193	214
施設入所支援	実人数	264	257	250	243

【表-9：相談支援サービスの見込量】

(月あたり)

サービス体系	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
計画相談支援	実人数	41	117	204
地域移行支援	実人数	35	30	30
地域定着支援	実人数	20	20	20

(2) サービスの実施及び見込量の確保方策

① 訪問系サービス

○ サービスの実施

地域で生活する障がいのある人に、障がいの特性に応じた質の高いサービスを提供するため、関係機関や事業者と連携してサービスの向上と提供体制の充実を図ります。

居宅介護では、障がいのある人の家庭にヘルパーを派遣し、入浴、排せつ、食事等の身体介護や洗濯、掃除等の家事援助、通院等に伴う介助を行います。

重度訪問介護では、重度の肢体不自由で常時介護を要する人に対して、家庭にヘルパーを派遣し、生活全般にわたる介護のほか、外出時における移動中の介護を行います。

同行援護では、視覚障がいによって移動が著しく困難な人に対して、外出時にヘルパーが同行し、必要な情報提供や、移動の援護を行います。

行動援護では、知的障がいまたは精神障がいによって行動する際に生じる危険を回避するため、家庭にヘルパーを派遣し必要な援助や外出時における移動中の介護を行います。

重度障害者等包括支援では、障がい程度が重く意思の疎通が著しく困難な人に対して、居宅介護等の複数のサービスを包括的にを行います。

○ 見込量の確保方策

発達障がいや高次脳機能障がい「障害者自立支援法」の対象となることが明確化されたことから、県と連携し研修への参加を促進するなど障がい特性を理解したヘルパーの確保に努め、サービスの充実を図ります。

行動援護や重度障害者等包括支援については、サービス内容や対象者等について十分な情報を提供するとともに、県と協力しながら「介護保険法」による事業所も視野に入れながら、サービス提供事業者の参入を促進するなど事業者の確保に努めます。

② 日中活動系サービス

○ サービスの実施

(7) 生活介護

常時介護を要する障がいのある人に、主として昼間において、施設で入浴、排せつ、食事等の介護を行うとともに、創作・生産活動の機会を提供するため、関係機関や事業者と連携してサービスの向上と提供体制の充実を図ります。

(イ) 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

入所施設の退所者や病院の退院者，特別支援学校の卒業者等が自立した日常生活や社会生活ができるよう，関係機関との連携を図り，身体機能や生活能力の向上に必要な訓練等の支援を行います。

(ウ) 就労移行支援

一般就労等を希望し，知識・能力の向上，企業等への雇用または在宅就労等が見込まれる人を対象に，関係機関と連携して一定期間における生産活動やその他の活動の機会の提供，就労に必要な知識や能力の向上のための訓練等の支援を行います。

(エ) 就労継続支援

・就労継続支援（A型）

一般企業等での就労が困難な障がいのある人を対象に，関係機関と連携して就労の機会の提供や知識，能力の向上のために必要な訓練等の支援を行います。雇用契約に基づく就労の機会を提供し，一般就労への移行に向けた支援を行います。

・就労継続支援（B型）

一般企業等での就労が困難な障がいのある人を対象に，関係機関と連携して就労の機会の提供や知識，能力の向上のために必要な訓練等の支援を行います。雇用契約は締結せず，就労の機会や生産活動の機会の提供を行い，就労への移行に向けた支援を行います。

(オ) 療養介護

医療機関で機能訓練や療養に係る介護，日常生活の支援を行うため，関係機関や事業者と連携してサービス提供体制の充実を図ります。

(カ) 短期入所

居宅で介護する人の病気などにより，障がい者支援施設やその他の施設へ短期間の入所を必要とする障がいのある人に対して，夜間も含め施設で入浴，排せつ，食事の介護等の支援を行います。

○ 見込量の確保方策

地域での生活を進めていくうえでは，日中活動の場が必要となるため，サービス利用希望者を把握するとともに，サービス提供事業者の参入を促進し，事業者と連携して利用希望者に事業者情報を提供します。

就労移行支援事業や就労継続支援事業については，地域の社会資源のネットワーク化や，これまでも実績を上げているもりおか福祉ブランド推進事業

による事業所製品の販路拡大の事業所への支援を行い、就労支援に努めます。
療養介護については、医療機関をはじめとする関係機関との連携を図ります。

短期入所については、今後も身近な地域でサービスを利用できるよう、サービス提供体制の整備に努めます。

③ 居住系サービス

○ サービスの実施

(ア) 共同生活援助・共同生活介護

・共同生活援助（グループホーム）

地域において共同生活を営むことが可能な障がいのある人に、主として夜間において、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

・共同生活介護（ケアホーム）

介護を要する障がいのある人に、主として夜間において、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事等の介護を行い、安定した地域生活の維持に向けて相談支援の充実を図ります。

(イ) 施設入所支援

施設に入所する障がいのある人に、主として夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護支援を行います。

○ 見込量の確保方策

入院や入所中の障がいのある人の地域生活への移行を進めるためには、なによりも、地域で生活する障がいのある人に対する理解が不可欠であり、その醸成に努めます。

共同生活援助や共同生活介護については、計画的な推進が必要であり、今後の地域移行の状況を把握しながら、関係機関や事業者と連携してサービスの向上と提供体制の確保に努めます。

また、サービス提供事業者の参入を促進するため、施設整備費の一部助成を行い、事業者によるグループホーム・ケアホームの設置を進めるとともに、事業者が市営住宅を活用できるよう支援し、利用者のニーズに応じた体制づくりと居住の場の確保をします。

④ 相談支援サービス

○ サービスの実施

(ア) 計画相談支援

障がい福祉サービスを利用するすべての障がいのある人を対象に、自立した生活を送る上での課題の解決や適切なサービスの利用を支援するため、支給決定前にサービス利用計画を作成するとともに、生活状況に応じた支援を行うため、定期的にサービス等利用状況の検証（モニタリング）を行います。

(イ) 地域移行支援

入所支援サービスの利用や精神科病院に入院している障がいのある人を対象に、訪問相談や同行支援（障がい福祉サービス事業所の体験利用、退院・退所後の行政手続き等）を行うとともに、住居を確保するなど地域生活に移行するための相談支援を行います。

(ウ) 地域定着支援

施設・病院からの退所・退院や家族との同居からひとり暮らしへの移行、同居している家族からの支援が期待できないなどの、特に支援が必要となる障がいのある人を対象に、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に対する相談支援を行います。

○ 見込量の確保方策

障がい特性を理解した相談支援専門員の確保に努め、サービスの充実を図ります。

また、サービス内容や対象者等について、障がいのある人やその家族、施設等に対して、十分な情報を提供するとともに、サービス提供事業者の確保に努めます。

3 地域生活支援事業の見込量及び確保方策

(1) 見込量

平成 26 年度までの各年度における地域生活支援事業の種類ごとの必要な量の見込みは、表-10 のとおりです。

【表-10：地域生活支援事業の種類ごとの見込量】

(単位：箇所，人)

事業名 (1)～(7)は必須事業 (8)は任意事業	平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	実施見込箇所数	実利用見込者数	実施見込箇所数	実利用見込者数	実施見込箇所数	実利用見込者数	実施見込箇所数	実利用見込者数
(1)相談支援事業	/		/		/		/	
障害者相談支援事業	5	/	5	/	5	/	5	/
基幹相談支援センター ※設置の有無	—		無		有		有	
(2)成年後見制度利用支援事業	/	1	/	5	/	5	/	5
(3)コミュニケーション支援事業	/		/		/		/	
(A)手話通訳者設置事業 設置見込者数	2	/	2	/	2	/	2	/
(B)手話通訳実利用者数	/		/		/		/	
・手話通訳派遣事業	38		38		38		38	
・要約筆記奉仕員派遣事業	79		79		79		79	
(4)日常生活用具給付等事業	/		/		/		/	
①介護訓練支援用具	5		5		6		6	
②自立生活支援用具	54		57		59		62	
③在宅療養等支援用具	71		74		77		81	
④情報意思疎通支援用具	80		84		87		91	
⑤排泄管理支援用具	4,578		4,777		4,984		5,200	
⑥居宅生活動作補助用具	4		4		5		5	
(5)移動支援事業	/		/		/		/	
(A)実利用見込者数	54		50		37		43	
(B)延べ利用見込時間数	2,538		2,350		1,739		2,021	
(6)地域活動支援センター事業 ※他市町村に所在する地域活動支援センターを利用する者がいる場合は、上段に自市町村分、下段に他市町村分を記載。	13	479	12	401	11	391	10	385
	1	3	1	3	1	3	1	3
(7)障害児等療育支援事業	—		0	/	0	/	0	/

事業名	平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	実施見込箇所数	実利用見込者数	実施見込箇所数	実利用見込者数	実施見込箇所数	実利用見込者数	実施見込箇所数	実利用見込者数
(8)その他の事業								
①訪問入浴サービス事業	5	8	5	8	5	8	5	8
②日中一時支援事業	48	286	48	286	48	286	48	286
③社会参加促進事業								
・生活支援事業	10	278	10	273	10	273	10	273
・点字広報発行事業	1	78	1	77	1	77	1	77
・障がい者スポーツ大会開催	1	241	1	257	1	275	1	290
・スポーツ振興	6	264	6	264	6	264	6	264
・自動車関係（免許、改造）	12	12	12	12	12	12	12	12
・福祉電話	28	28	28	28	28	28	28	28
・手話奉仕員養成研修事業	1	13	1	30	1	30	1	30

(2) 事業の実施及び見込量の確保方策

地域生活支援事業は、障がいのある人が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効果的・効率的に実施します。

地域生活支援事業の実施にあたっては、障がいのある人の障害程度認定区分、心身の障がいの状態、障がいのある人の介護を行う者の状況等を総合的に勘案しつつ、障がいのある人が必要とする障がい福祉サービスのほか、地域生活の支援に関し必要なサービスを受けられるよう配慮します。

見込量については、実績やニーズを踏まえて設定しました。

コミュニケーション支援事業については、手話ができる人や点字を読むことのできる人が限られており、当面利用者の状況に大きな変化はないものと見込みます。

日常生活用具の給付については、障がい者の増加とともに、需要も増加傾向のまま推移すると見込みます。

移動支援事業については、新しいサービスである重度の視覚障がい者を対象とする同行援護に順次移行していくことから、一時的に減少するものの、その後の新たな利用者により増加に転ずるものと見込みます。

① 相談支援事業

○ 事業の実施

障がいのある人が地域において自立した日常生活や社会生活を営むためには、障がい福祉サービスの提供とともに、これらのサービスの適切な利用を支える相談支援が不可欠です。このため、障がいのある人や介護を行う人などからの相談に応じるため、必要な事業を行います。

○ 見込量の確保方策

地域の実情に応じ適切かつ効果的な相談支援事業を実施するため、盛岡広域圏内の市町村が共同し、圏域内の相談支援事業者に事業を委託するとともに、平成 25 年度を目途に基幹相談支援センターの設置を図ります。

② 成年後見制度利用支援事業

○ 事業の実施

「知的障害者福祉法」や「精神保健及び精神障害者福祉法」に基づく審判の請求、障がい福祉サービスの利用にあたって助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難である人に対し、審判の請求に関する費用や審判請求に基づき選任された成年後見人等の報酬について助成します。

○ 見込量の確保方策

関係機関との連携により、制度の利用が必要な人の把握に努めます。

③ コミュニケーション支援事業

○ 事業の実施

意思疎通の円滑化を図ることを目的に、聴覚機能、言語機能、音声機能その他の障がいのある人を対象に、手話通訳等に係る事業を行います。

○ 見込量の確保方策

これまでの手話通訳者設置事業を引き続き実施するほか、手話通訳者派遣事業や要約筆記奉仕員派遣事業を行い、個々の障がいの状況や必要性に応じてサービスを提供します。

④ 日常生活用具給付等事業

○ 事業の実施

重度障がい者に対し、次に掲げる日常生活用具を給付または貸与することにより、日常生活の便宜を図ります。

(ア) 介護訓練支援用具

特殊寝台や特殊マット等の身体介護を支援する用具、障がい児が訓練に用いる椅子等で、利用者及び介助者が容易に使用でき、実用性があるもの。

(イ) 自立生活支援用具

入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置等の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具で、利用者が容易に使用でき、実用性があるもの。

(ウ) 在宅療護等支援用具

電気式たん吸引器や盲人用体温計等の在宅療護等を支援する用具で、利用者が容易に使用でき、実用性があるもの。

(エ) 情報意思疎通支援用具

点字器や人工咽頭等の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具で、利用者が容易に使用でき、実用性があるもの。

(オ) 排泄管理支援用具

ストマ用装具等の排泄管理を支援する衛生用品で、利用者が容易に使用でき、実用性があるもの。

(カ) 居宅生活動作補助用具

居宅生活動作等を円滑にする用具で、小規模な住宅改修を伴うもの。

○ 見込量の確保方策

個々の障がいの状況や必要性を把握し、適切な給付等を行います。

⑤ 移動支援事業

○ 事業の実施

屋外での移動が困難な障がいのある人に対して、外出のための支援を行い、地域での自立生活及び社会参加を促進します。

○ 見込量の確保方策

移動支援サービスを提供する事業所を確保し、障がいのある人の移動支援を行います。

⑥ 地域活動支援センター事業

○ 事業の実施

障がいのある人の地域生活を支援するために、個々のニーズに応じた創作的活動や生産活動の機会を提供するとともに、地域における相談や交流事業の実施、センター間の連携事業等を通じて、地域に開かれた「地域活動支援センター事業」を展開します。

・ 地域活動支援センターⅠ型

主として精神に障がいのある人の地域生活を支援するため、「ソーシャルサポートセンターもりおか」に事業を委託し、日中活動の場の確保と相談支援の事業を実施します。

- ・ 地域活動支援センターⅡ型

地域において雇用・就労が困難な在宅の障がいのある人や何らかの理由で障がい福祉サービスを受けることができない障がいのある人に対し、創作的活動または生産活動の機会を提供し、併せて機能訓練、社会適応訓練、入浴等のセンターⅡ型のサービスを提供する事業所に、利用に応じた給付を行います。

- ・ 地域活動支援センターⅢ型

障がいのある人の身近な地域における働く場、日中活動の場及び社会参加の場となっている小規模作業所から移行したセンターⅢ型の運営を支援します。

- 見込量の確保方策

- ・ 地域活動支援センターⅠ型

「ソーシャルサポートセンターもりおか」について、事業者や関係団体と協議しながら適切な運営ができるよう支援します。

- ・ 地域活動支援センターⅡ型

利用者のニーズに沿ったサービス提供ができるよう事業者等と協議を進めます。

- ・ 地域活動支援センターⅢ型

センターⅢ型については、障がい福祉サービス提供事業者に移行するなど、利用者数の減少もみられますが、特色を生かした運営が行えるよう、継続した支援を行います。

- ⑦ 障害児等療育支援事業

- 事業の実施

在宅障がい児の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導を行う事業であり、現状では、県立療育センターにおいて、県内全域を対象とした事業を行っていることから、本市において事業の実施が必要な場合は県や実施機関と協議し、進めることとします。

- 見込量の確保方策

関係機関と協議し、必要に応じて対応します。

- ⑧ その他の事業

その他の事業については、次に掲げる事業を実施し、見込量を確保します。

- (ア) 訪問入浴サービス事業

地域における障がいのある人の生活を支援するため、訪問により居宅に

において入浴サービスを提供する事業を実施します。

(イ) 日中一時支援事業

障がいのある人の日中における活動の場の確保と、障がいのある人を介護している家族の一時的な休息等のため、日中の一時的見守りなどを行う事業を実施します。

(ウ) 社会参加促進事業

障がい者スポーツ大会の開催、点字広報発行、スポーツ振興、自動車改造助成、自動車運転免許取得助成、手話奉仕員養成研修、福祉電話設置等助成及び各種生活訓練などの事業を実施し、障がいのある人の社会参加を促進します。

参考資料

I 盛岡市社会福祉審議会条例

平成 19 年 12 月 25 日条例第 60 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。）第 7 条第 1 項の規定により設置する盛岡市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(調査審議事項の特例)

第 2 条 審議会は、法第 12 条第 1 項の規定に基づき、児童福祉に関する事項を調査審議するものとする。

(任期)

第 3 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 4 条 委員長は、会議の議長となる。

2 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の 4 分の 1 以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招集しなければならない。

3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 審議会が法第 8 条第 2 項に規定する特別の事項について議事を開き、議決を行う場合においては、当該特別の事項に係る臨時委員を委員とみなして、前 2 項の規定を適用する。

(専門分科会)

第 6 条 審議会に、法第 11 条第 1 項に規定する民生委員審査専門分科会のほか、障害者福祉に関する事項（同項に規定する身体障害者福祉専門分科会の所掌する事項を含む。）を調査審議するため障害者福祉専門分科会を、児童福祉に関する事項を調

査審議するため児童福祉専門分科会を，高齢者福祉に関する事項を調査審議するため高齢者福祉専門分科会を，地域福祉に関する事項を調査審議するため地域福祉専門分科会を置く。

- 2 専門分科会は，民生委員審査専門分科会にあつては委員長が指名する委員を，それ以外の専門分科会にあつては委員長が指名する委員及び臨時委員をもって組織する。
- 3 専門分科会に専門分科会長を置き，当該専門分科会に属する委員の互選とする。
- 4 専門分科会長は，専門分科会の会務を総理し，会議の議長となる。
- 5 第4条第2項及び前条の規定は，専門分科会について準用する。この場合において，これらの規定中「委員長」とあるのは「専門分科会長」と読み替えるものとする。

(部会)

第7条 審議会は，その定めるところにより，専門分科会に部会を設けることができる。この場合において，部会の組織及び運営に関することは，第4条及び第5条の規定に準じて審議会で定める。

(審議会の議決の特例)

第8条 審議会は，その定めるところにより，専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）又は社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）第3条第1項の審査部会その他部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は，保健福祉部において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか，審議会の運営に関し必要な事項は，委員長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は，平成20年4月1日から施行する。

Ⅱ 盛岡市社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会委員名簿

(五十音順, 敬称略)

No.	氏 名	所 属 団 体	備 考
1	加 藤 貞 文	盛岡市医師会理事	
2	工 藤 宏 行	社会福祉法人千晶会 夢つむぎ城南 施設長	
3	西 郷 賢 治	盛岡市身体障害者協議会理事長	会長代理
4	高 橋 裕 好	盛岡広域振興局保健福祉環境部長	
5	瀧 野 常 實	盛岡市社会福祉協議会常務理事	
6	千 葉 洋 子	盛岡市精神保健福祉連絡会	
7	寺 島 久美子	岩手県難病団体連絡協議会常任理事	
8	長 葎 常 紀	盛岡市手をつなぐ育成会会長	
9	新 堀 裕 二	公募委員	
10	伴 亨	日本精神科病院協会岩手県支部長	
11	細 田 重 憲	岩手県立大学社会福祉学部准教授	会 長
12	米 田 ハツエ	盛岡市民生児童委員連絡協議会副会長	

発行 盛岡市

編集 盛岡市保健福祉部障がい福祉課

〒020-8530 盛岡市内丸12番2号

☎ 019-651-4111 (代表)

E-mail shogai@city.morioka.iwate.jp

ホームページ <http://www.city.morioka.iwate.jp>